

# 米子市耐震改修促進計画(案)

(概要版)

平成20年12月

改定版 平成29年3月

米 子 市

## ◎ 米子市耐震改修促進計画策定の背景

### (1) 建築物の耐震化の必要性

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、多くの建築物の倒壊や火災等により多数の人命や財産が奪われました。この震災を契機として、建築物の地震に対する安全性の確保と耐震性能の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」が制定され、平成7年12月から施行されました。その後も日本各地で大規模な地震が頻発し、さらに東海地震、東南海・南海地震等の巨大地震の発生が予測されるなか建築物の耐震化をより促進する目的のもと平成25年5月に法改正が行われました。

## ◎ 基本方針

### (1) 目 的

市町村は、平成25年5月に改正された耐震改修促進法第6条第1項に基づき、国の基本方針及び県の耐震改修促進計画を勘案し、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めることとなっています。

地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、昭和56年5月31日以前に建築され、現行の建築基準法に規定されている耐震基準を満たしていない既存の住宅及び建築物の耐震診断、耐震改修、その他耐震化促進事業等を総合的かつ計画的に推進するための具体的な施策を行うことを目的とします。

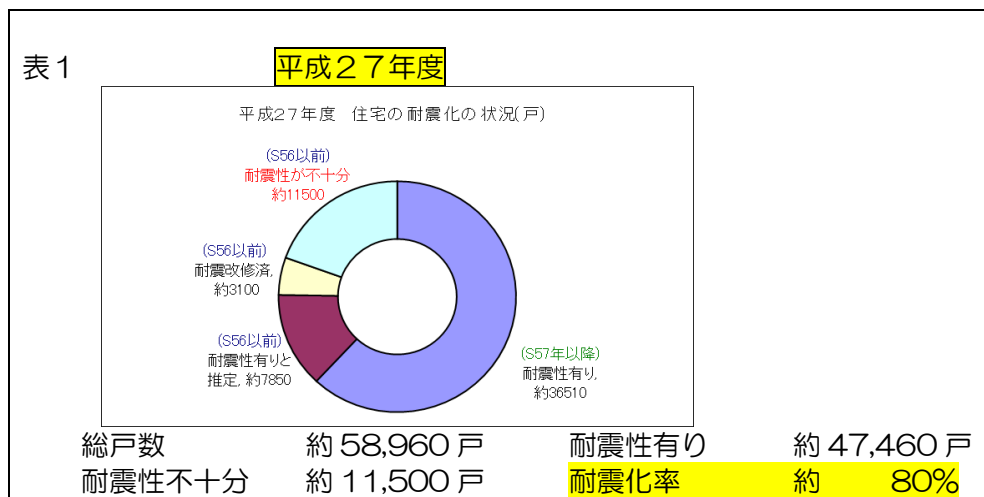
### (2) 計画期間

本計画の期間は、平成28年度から平成33年度までの5カ年とし、他の計画との整合を図りつつ評価・検証を行ないながら、必要に応じて見直しを行うものとします。

◎ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 住宅の耐震化

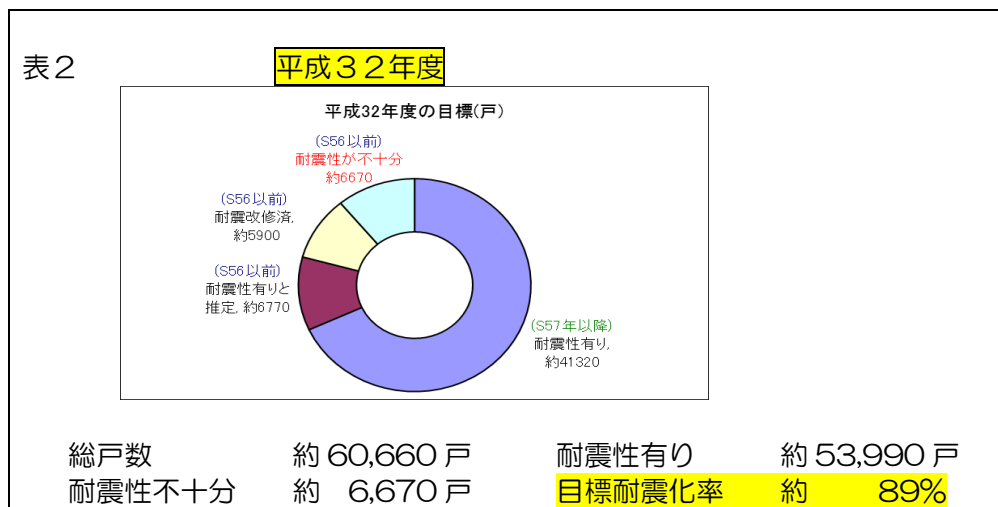
(ア) 住宅の耐震化の現状



(イ) 住宅の耐震化の目標

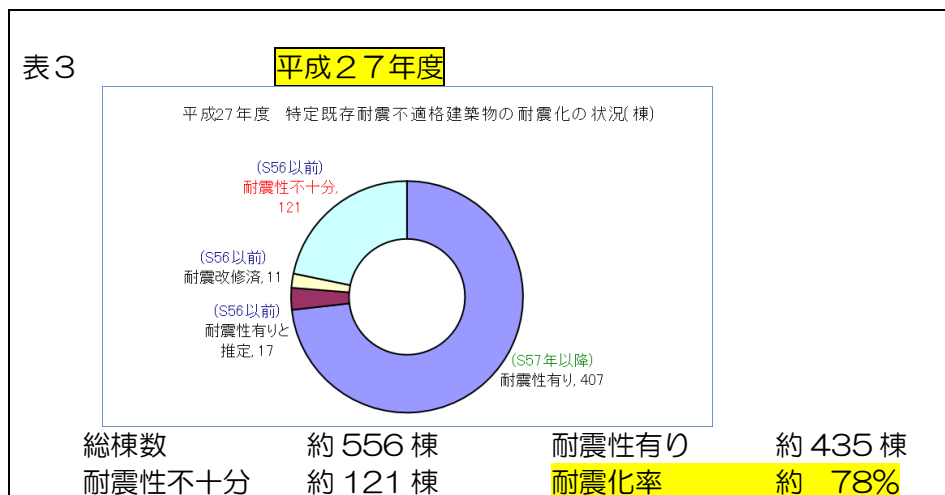
鳥取県耐震改修促進計画（平成28年改訂版）では、早期に耐震化のおおむね完了を目指しつつ、平成27年度時点の進捗状況に鑑みて、「想定される地震被害を現在より半減」させるよう、平成32年度末の住宅の耐震化率の目標を89%と設定されました。米子市においても鳥取県の計画に基づき89%の耐震化率の達成を目標とします。（表2参照）

目標の達成により平成32年度末の耐震化の状況は、住宅総数60,660戸のうち、耐震性が不十分な住宅数は6,670戸となることを想定していますが、この目標を達成するためには、住宅の建て替えの推進と合わせ、さらなる耐震改修の促進が課題となっています。



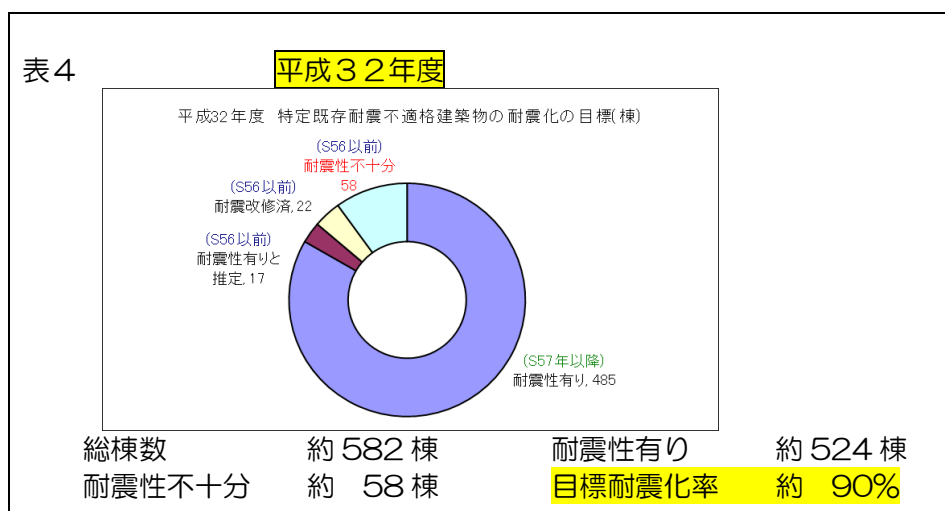
## (2) 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化

### (ア) 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状



### (イ) 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標

表4のように、鳥取県耐震改修促進計画と同様に平成32年度の耐震化率を90%にすることを目標と定め、耐震化を推進していくものとします。



## (3) 市有特定既存耐震不適格建築物の耐震化

市有建築物は、利用する市民の安全確保のためだけではなく、災害時に避難場所として利用される学校・公民館・地区体育館、被害情報の収集や災害対策指示が行われる庁舎等、災害時に重要な役割を果たすものが多いことから、重点的に耐震性の確保に取り

組むことが必要です。

米子市では市有特定既存耐震不適格建築物の耐震化に取り組む中、平成27年度末現在で耐震化率は91%となっています。今後も耐震化率を100%とすることを目標に財政状況を勘案し、努力します。

## ◎ 建築物の耐震化を図るための施策

### (1) 耐震診断及び耐震改修の促進に係る基本的な取組方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、所有者等が自らの問題として取組み（自助）、地域で助け合う取組み（共助）、公共における地震対策の取組み（公助）が連携することが重要です。しかし、現在、コストの問題等から耐震診断や耐震改修が進んでいないのが現状です。

また、法改正により耐震診断が義務化された要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物については耐震診断結果をホームページ等により公表することとします。これらの建築物が地震に対する安全性の向上が必要である場合、建物所有者は耐震改修を行う努力義務があります。

米子市では、自助に取り組む住民、共助に取り組む地域を支援する取組みを、国及び県と共に行います。

### (2) 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等

#### ① 耐震改修促進法に基づく指導等の実施

優先的に指導・助言を行う特定建築物	
災害時に重要な拠点となる建築物	・防災拠点となる庁舎、病院、避難所等
不特定多数の者が利用する建築物	・旅館・ホテル、百貨店、映画館、集会所等
危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	・一定数量以上の危険物を貯蔵、処理する建築物
被災による倒壊で周囲に与える影響が大きい建築物	・地震時に通行を確保すべき道路沿いで、倒壊により道路閉塞のおそれのある建築物

順番	実施項目	内容
1	指導・助言	・耐震診断、耐震改修の必要性を説明し、相談に応じるなどの方法で実施します。
2	指示	・指導後も、耐震診断、耐震改修を実施しない場合は、書面の交付による指示を実施します。

3	公表	・ 正当な理由もなく指示に従わない場合は、建物の利用者及び周辺の住民に対する危険性を明らかにするため、建物の所有者、所在地、名称等を公表します。
---	----	--

## ② 建築基準法に基づく勧告または命令等の実施

順番	実施項目	内容
4	勧告	・ 公表後も耐震診断、耐震改修が実施されず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがある場合は、勧告を行います。
5	命令	・ 正当な理由もなく勧告に従わない場合は、耐震診断、耐震改修を行うよう命令します。
6	違反建築物に対する措置	・ 命令に従わないものについては、違反建築物として行政代執行等の措置の対象となります。

## (2) 安心して耐震改修できる環境整備

耐震化に関する情報提供、相談体制の整備や負担軽減の制度実施など様々な環境を整備し、安心して耐震改修できるよう推進していくものとします。

### 建築物の地震に対する安全性の向上に向けた取組



### 耐震化による安全性の向上に関する普及・啓発

- ① 「とっとりWebマップ」の活用
- ② 地震ハザードマップの整備
- ③ 地震関係パンフレットの配布

### 耐震化の促進を図るための環境整備

- ① 耐震相談窓口の開設
- ② 設計者・施工業者の育成
- ③ リフォームに併せた耐震改修の推進
- ④ 低コスト耐震工法の普及・啓発
- ⑤ 建築関係団体との連携

### 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

- ① 国の補助制度の活用
- ② 耐震改修促進税制による特例措置
- ③ 耐震改修に対する融資制度

**地震時における総合的な建築物等の安全対策**

- ① ブロック塀等の安全対策
- ② エレベーターの安全対策
- ③ アスベストの飛散防止対策
- ④ 危険空き家等に関する対策
- ⑤ その他建築物の総合的な安全対策

大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策  
窓ガラスの落下防止対策  
家具転倒防止対策

**(3) 重点的に耐震化を図る地域及び建築物**

市域全体を重点地域としますが、昭和56年5月31日以前に建築され、現行の建築基準法に規定されている耐震関係規定の基準を満たしていない住宅・建築物、災害時の拠点施設などを対象とします。

また、緊急輸送道路沿い・老朽住宅密集地域などを重点的に耐震化を図るものとします。

**(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項**

地震発生時の緊急輸送道路の通行を確保するため、米子市防災計画で定める下表の緊急輸送道路を「地震時に通行を確保すべき道路」として位置づけ、道路に接する通行障害建築物に対し、耐震診断及び改修の努力義務を課すものとします。

米子市防災計画 緊急輸送道路

1	米子自動車道	2	山陰道（米子道）	3	国道9号
4	国道180号	5	国道181号	6	国道431号
7	県道24号	8	県道47号	9	県道102号
10	県道207号	11	県道279号	12	県道316号
13	県道317号				

## ◎ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び普及に関する事項

- ① 地震ハザードマップの整備
- ② 相談体制の整備・情報提供の充実
- ③ パンフレット等による情報提供
- ④ 地震に対する安全性に係る認定及び基準適合認定建築物マークの活用
- ⑤ 設計者・施行業者の育成
- ⑥ リフォームに併せた耐震改修の誘導
- ⑦ 低コスト耐震工法の普及・促進
- ⑧ 地域住民との連携

## ◎ 耐震診断及び耐震改修を促進するための指導等

### その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

#### (1) 関係機関等との連携

県及び建築関係団体と連携を図りながら、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進します。特に、建築関係団体との連携においては、自治会や地域での耐震化の普及や会員ネットワークを生かした取組みができるよう、以下の活動を通し今後とも更なる連携を図り、所有者等に対する啓発等を行っていきます。

- ・ 建築物の耐震化に関する普及・啓発活動
- ・ 建築物の耐震診断・耐震改修の推進
- ・ 建築物の耐震化に関する研修会・相談会の開催

#### (2) 台帳の整備

耐震改修促進法に定める特定既存耐震不適格建築物、定期報告対象建築物及び市有施設について、台帳を整備します。